

上程された議案は、それぞれ所管の総務委員会と建設経済厚生委員会に付託し、審議を行いました。

企業立地

加西市企業立地の促進等によ 議案第 42 号 る地域における産業集積の形 成及び活性化のための固定資 産税の課税免除に関する条例 の一部を改正する条例の制定 について



企業立地の促進等による地域における産業集積の形 成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平 成 29 年法律第 47 号) の施行に伴い、引用する条文に 条ずれ等が生じたため所要の改正を行うもの。

法の趣旨はどのように変わったのか。

地域の産業集積を図っていこうとする取り組みから、地域の中核企業が地域を牽引する事業体とし

てコンソーシアムを組み、企業 グループを作っていくような取 り組みに変わりました。



これまでは、産業集積さ 問 これまでは、在本本にこれた産業団地の企業に対しての援助であったが、 今後は地域経済活性化の影響を与える企業に対して援助 していくことになるのか。

産業団地は重点促進区域として緑地規制緩和など 💷 を行うとともに、市内全域を促進区域にして優遇 措置が受けられるようしていきます。

農業委員会

加西市農業委員会委員等の定 議案第 44 号 数に関する条例の制定につい



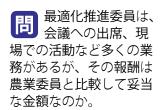
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適 化推進委員の定数を定めるもの。

- ①定数:農業委員会委員9名、農地利用最適化推進委 員 15 名
- ②農地利用最適化推進委員の報酬を規定 (月額2万4,900円)
- ③加西市農業委員会の選挙による委員の定数に関する 条例の廃止

農業委員会の会議の形態や最適化推進委員の意見 を述べる機会について。

毎月の農業委員会に取過しませる。 に出席いただき、まず、最適化推進委員から現場 毎月の農業委員会に最適化推進委員も含めて全員

の報告を受け、意見交換 をしたのち、農業委員だ けで審議を行うことにな ると考えています。





現場の業務が全て最適化推進委員に移るわけでは なく、農業委員にも現場業務はあり、加えて、農 業委員は許可業務の審議の責任を負っていただくことに なるため、金額に差が出ています。

消 防

北はりま消防組合規約の一部 議案第 45 号 変更について



平成30年4月1日より、北はりま消防組合本部事務 所が西脇市に移転することに伴い、北はりま消防組合 規約を変更するもの。

消防本部が移転するこ とによる影響について。



消防本部の機能は、組織自生のユンシュー 消防活動については、これまでどおり各署所が対 消防本部の機能は、組織管理が主であり、救急活動、 応にあたるため、市民生活への影響はありません。

